

参 考 資 料

(1) 学校週5日制の関係規定

○学校教育法施行規則（抄）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日の関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

（※中学校、高等学校等においても同様）

(2) 土曜日等を活用して教育課程内の教育活動を行う学校数

平成22年度及び平成23年度の教育課程の編成実施状況調査により、代休日を設けずに土曜日等を活用して教育課程内の教育活動を行う学校数を調査。

	運動会・体育祭等の学校行事	外部人材等を活用した総合的な学習の時間等	保護者や地域住民への公開授業の実施	その他
小学校	1.1%	1.6%	5.7%	0.3%
中学校	1.0%	2.0%	6.4%	0.3%
高等学校（全日制普通科）	1.0%	2.1%	4.1%	0.6%

※小中学校は平成23年度計画、高等学校は平成22年度計画の数値

(3) 土曜授業に関する検討チーム開催実績

- 第1回 平成25年3月18日（月）
東京都教育委員会よりヒアリング
- 第2回 平成25年4月25日（木）
東京都港区教育委員会・板橋区教育委員会よりヒアリング
- 第3回 平成25年5月29日（水）
京都府教育委員会よりヒアリング
- 第4回 平成25年6月14日（金）
大分県豊後高田市教育委員会よりヒアリング